

JMRC関東ラリー共済 運営細則

JMRC関東見舞金制度運営細則に基づき、JMRC関東ラリー共済の運営細則をここに定める。

第1条 JMRC関東ラリー共済の目的

本制度は、1競技会のみ有効な共済であり、第2条に定める内容において、不慮の事故による対人の死亡、後遺障害、入院による身体的損害及び物損事故に対する共済補償を目的とする。

第2条 対象範囲と、公認競技会の定義

- 1 JAF公認 (クローズド競技及び講習会含む) の国内ラリー競技会。
- 2 対象は、JMRCに加盟するクラブ・団体が主催する競技会(ラリー講習会を含む)と する。
- 3 関東地区以外での競技会に参加する場合、その競技会主催者が当該地区のJMRCに加盟し、かつその主催者がこの共済を保険と認めること。

第3条 加入条件

ドライバー、コ・ドライバー(ナビゲーター)共に JMRC関東見舞金制度加入(ワンイベント加入を含む)、又は JMRC関東を通じてスポーツ安全保険のB・C区分に加入していること。

第4条 有効期間

期間は競技開始(書類検査あるいはレッキのいずれか早い方)から競技会終了(SSラリーの場合は最終TC、アベレージラリーの場合はコントロールシート提出時)までとする。

第5条 1~3月の間の扱い

クラブが前年度に JMR C関東に加入していれば、当該年度の更新登録をしていなくても $1 \sim 3$ 月の間は、 JMR C関東に暫定的に加入と見なし、主催者及びドライバー、コ・ドライバー(ナビゲーター)に対して本ラリー共済は有効とする。

第6条 申込み手続き

所定の申込書をラリー競技会主催者から JMR C関東事務局に送付し、入金が確認された時点で手続完了とみなす。

なお、関東地区以外での競技会に参加する場合は、所属クラブ事務局からの申込とする。

第7条 JMRC関東ラリー共済掛金

- 1 1競技会につき5000円/1台
- 2 掛金は返金しない。

第8条 対人共済補償額と支払い

- 1 1 名につき下記を最高限度額として支払われる。
- 2 対人の死亡時最高額を500万円、後遺障害最高額を200万円とし、JMRC関東ラリー共済区分表の障害区分により、1事故合計2000万円まで支払われる。
- 3 連続7日以上入院のときは、次により入院補償金が支払われる。

連続入院日数 7日~20日・・・・10万円

21日~90日 · · · · 20万円

91日~ ・・・・30万円

入院補償金の一人に対しての上限は、一事故 30万円とする。

4 通院については支払いの対象としない。

第9条 対物共済補償額と支払い

- 1 1競技会(1事故)で最高30万円(免責10万円含む)を支払う。
- 2 競技参加車(リタイヤを含む)への物損事故は免責とする。

第10条 共済受取人

受取人は次のとおりとする。

- 1 対人に関して死亡の場合、及び被害者に意識がないなど、社会通念上受け取りの意思確認が極めて取りづらいと判断されるときは、法定相続人。
- 2 上記1項以外の場合は、被害者とする。
- 3 対物共済に関しては、ラリー共済加入者に支払われる。

第11条 共済申請の方法

- 1 事故発生のときは、所定の事故報告書を可及的速やかに J M R C 関東事務局に届け出る。
- 2 共済の申請は、本人又はその代理人が主催者を通じ、所定の申請用紙により行うものとする。
- 3 共済の申請は、所定の申請書に必要項目を記入し、診断書(コピー可)及び必要と思われる書類を添付し、JMRC関東事務局に提出する。
- 4 共済の申請は、事故発生日の翌日から数えて次の期間内に行うものとする。
 - ① 別表の区分に該当する支払いに関するものは、90日以内。ただし、90日以内に同 区分表による該当判定がつかないときは、180日を上限とした相応の期間の延長を 認める。
 - ② 入院共済は180日以内。
- 5 対物共済請求は、競技会主催者を通じで、JMRC関東事務局に修理見積書を提出する。

第12条 支払い審査

- 1 申請に基づき、JMRC関東財務委員会(必要に応じてラリー部会他も加える)はその 都度速やかに審議し、JMRC関東運営委員会で決議する。
- 2 被害者のJMRC関東ラリー共済 別表による区分認定が困難なときは、決議を留保するが、最終決議は事故発生の翌日から数えて300日以内とする。
- 3 JMRC関東ラリー共済 別表の項目に複数該当するときは、複数項目への重複支払い を行うのではなく、支払い率最上位のものを適用する。

以上

平成24年1月20日制定 平成24年2月18日施行 平成24年4月12日改定施行 平成24年9月10日改定施行 平成26年2月15日改定施行 令和7年1月1日改定施行

JMRC関東ラリー共済 区分表

共済区分-1・・・・100%

- 1) 死亡。
- 2) 当該する事故を原因として90日以内に死亡したもの。

共済区分-2・・・100%

- 1) 両眼が失明したもの。
- 2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの。
- 3)神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
- 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
- 5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの。
- 6) 両上肢の用を全廃したもの。
- 7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの。 8) 両下肢の用を全廃したもの。
- 9) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることが出来ないもの。

共済区分-3・・・80%

- 1) 1眼が失明したもの。
- 2) 両眼の視力が 0. 02以下になったもの。
- 3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。
- 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。
- 5) 両上肢を腕関節以上で失ったもの。
- 6) 両下肢を足関節以上で失ったもの。
- 7) 両耳の聴力を全く失ったもの。

共済区分-4・・・70%

- 1) 咀嚼又は言語の機能を廃したもの。
- 2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの。
- 3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの。
- 4) 両手の手指の全部を失ったもの。

共済区分-5・・・60%

- 1) 両眼の視力が 0.06以下になったもの。
- 2) 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの。
- 3) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの。
- 4) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの。
- 5) 両手の手指の全部の用を廃したもの。
- 6) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの。

共済区分-6・・・50%

- 1)神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの。
- 2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの。
- 3) 1上肢を腕関節以上で失ったもの。
- 4) 1下肢を足関節以上で失ったもの。
- 5) 1上肢の用を全廃したもの。
- 6) 1下肢の用を全廃したもの。
- 7) 両足の足指の全部を失ったもの。

以上